

## 「同居の親族」雇用実態証明書に必要なもの

- ・「同居の親族」雇用実態証明書
  - ・最近3ヶ月以内の登記簿（コピー可）
  - ・労働者として就労を開始してから2ヶ月分の出勤簿（タイムカード）、賃金台帳（同様の内容で就労している他の労働者分を含む）
  - ・労働者名簿
  - ・最新の総会議事録（コピー可）
  - ・定款（コピー可）
- 代表者と同居の親族は、他の労働者と同じように事業主の指揮命令を受け、労働の対価として賃金（賃金規定による残業手当、交通費等）の支給を受け、福利厚生面、社会保険の加入、就業規則の適用、年次有給休暇等、他の労働者と同様になされている必要があります。
- 次のような場合は被保険者として認められません。
- ・会社の株式を51%以上保有している。
  - ・業務執行権を有している。
  - ・有給休暇でないのに欠勤した日・時間に賃金をもらっている。（有給休暇は法廷通りに付与しなければなりません）
  - ・休日労働、時間外労働を実施しても賃金・手当が支給されない。
- \* 以上の他にも被保険者として認められない場合があります。

久留米公共職業安定所 雇用保険適用課

TEL 0942-90-0014